

福岡県特別支援教育推進プラン(第2期)に基づく
施策・事業の進捗状況について

県教育委員会では、令和4年4月に策定した福岡県特別支援教育推進プラン(第2期)(以下「第2期推進プラン」という。)において、「特別支援教育推進に関する施策については、第2期推進プランの策定趣旨を踏まえ、年度ごとに点検・評価を行い、施策ごとの進捗状況を公表」することとしています。

点検・評価の結果については、今後の特別支援教育に関する施策に十分反映させることで、特別支援教育の更なる推進のため、取組の強化を図ってまいります。

1 点検・評価の対象並びに実施方法

第2期推進プランに掲げられた5つの柱に基づいて実施した令和4年度の施策・事業について、それぞれの施策・事業ごとに、実績、成果及び課題、今後の対応等の進捗状況を整理しました。そして、福岡県特別支援教育推進会議において、委員(それぞれの分野の専門家)から意見を聴取しました。

2 福岡県特別支援教育推進会議

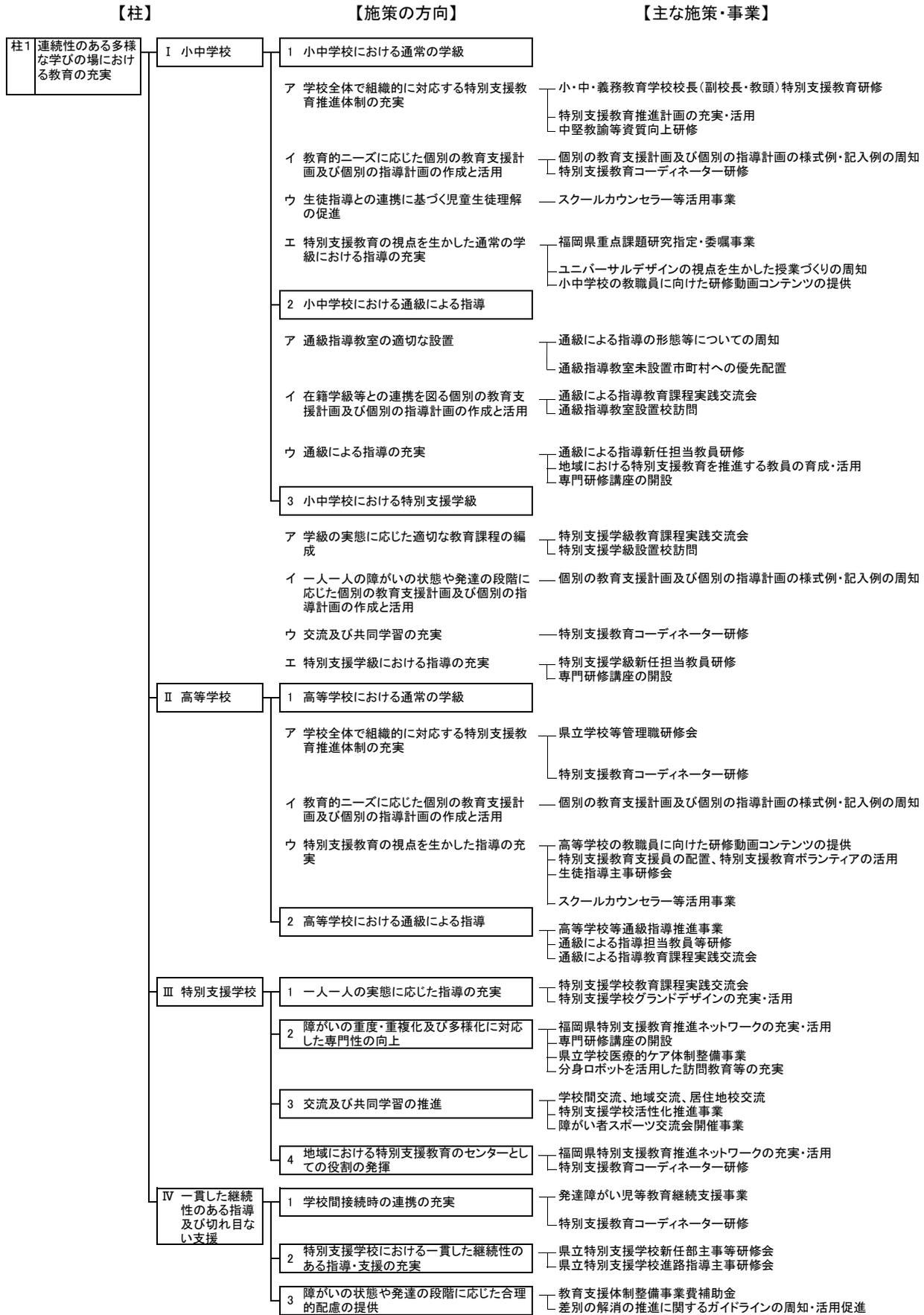
- (1) 実施期日 令和6年2月21日(水)
- (2) 委員構成

| 分野 | | 所属等 | 役職 | 氏名 |
|-------------|------|--------------------|-------|--------|
| 学識経験者 | | 久留米大学文学部社会福祉学科 | 教授 | 門田 光司 |
| | | 福岡大学人文学部教育・臨床心理学科 | 教授 | 徳永 豊 |
| 保健・医療・福祉関係者 | | 福岡東子ども発達センター・さくら園 | 施設長 | 水野 勇司 |
| 労働関係者 | | 福岡県央障害者就業・生活支援センター | センター長 | 横谷 佳代 |
| 保護者 | 小中 | 福岡県PTA連合会 | 会長 | 香月 まゆみ |
| | 高 | 福岡県公立高等学校PTA連合会 | 会長 | 國貞 健一 |
| | 特別支援 | 福岡県特別支援学校PTA連合会 | 会長 | 伊藤 茜 |
| 学校関係 | 小 | 福岡県小学校長会 | 校長 | 早川 由洋 |
| | 中 | 福岡県中学校長会 | 校長 | 吉田 雅史 |
| | 高 | 福岡県公立高等学校長協会 | 校長 | 三宅 竜哉 |
| | 特別支援 | 福岡県特別支援学校長協会 | 校長 | 藤野 和男 |
| 市町村教育委員会 | | 福岡県市町村教育委員会連絡協議会 | 教育長 | 柴田 晃次 |

3 令和5年度新規・拡充事業

| 柱・項目 | 事業名 | 主な事業内容 |
|------|----------------------|---|
| 柱1 | I 小中学校 | ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくりの周知 聴覚障がいや手話に関する理解・啓発のための学習コンテンツを作成 |
| 柱3 | 特別支援学校における健康・体力増進事業 | ケア・トランポリンの配備とケア・トランポリン教室の実施 |
| | 特別支援学校におけるワンヘルス教育の推進 | ワンヘルス推進教員の指定及び授業実践、推進教員研修会の実施 |

4 福岡県特別支援教育推進プラン(第2期)施策体系



【柱】

【施策の方向】

【主な施策・事業】

| | | | |
|----|-----------------------|--------------------------------|---|
| 柱2 | 就学前における早期からの相談・支援の充実 | 1 幼稚園等における特別支援教育推進体制の整備 | 福岡県幼稚園新規採用教員研修 発達障がい児等教育継続支援事業 |
| | | 2 市町村教育委員会における早期からの相談・支援体制の整備 | 心と体の発達教育相談(障がい児巡回教育相談) 発達障がい者地域支援マネージャー派遣事業 |
| | | 3 障がいのある子供の就学相談や学びの場の検討等の支援の充実 | 就学相談・支援担当者研究協議会 市町村等教育支援委員会及び就学相談・支援に関する調査 |
| | | 4 保健・医療及び福祉との連携の充実 | 新生児聴覚検査体制整備事業 乳幼児発達診査事業 発達障がい者地域支援マネージャー派遣事業 障がい児等療育支援事業 児童発達支援事業者の指定 放課後等デイサービス事業者の指定 |
| 柱3 | 卒業後の自立と社会参加を目指した支援の充実 | 1 キャリア教育の充実 | 県立特別支援学校就職学習会等 寄宿舎指導員研修会 |
| | | 2 職業教育の推進 | 福岡県特別支援学校技能検定事業 |
| | | 3 関係機関等との連携の強化とICTを活用した就職支援の充実 | 特別支援学校生徒ICT活用就職支援事業 特別支援学校技能見学会及び企業と教職員との交流会 |
| | | 4 学校卒業後に向けた引継ぎ及び移行支援の充実 | 福岡県特別支援教育就労促進連携協議会 |
| | | 5 社会体験活動、障がい者スポーツ、文化芸術活動の推進 | 社会教育施設等を活用した障がいのある子供のための体験活動事業 特別支援学校等芸術鑑賞事業 動物介在療法による重複障がい児等の社会生活適応力養成事業 福岡県体力向上総合推進事業 福岡県バラスポーツタレント発掘事業 ふくおか県障がい児者美術展の開催 学校キャラバン特別事業 特別支援学校における健康・体力増進事業 特別支援学校におけるフンヘルス教育の推進 |
| 柱4 | 安全・安心かつ効果的に学べる教育環境の整備 | 1 特別支援学校設置基準等に基づいた学校施設の整備 | 県立特別支援学校3校の新設 |
| | | 2 ICT環境の整備と活用の推進 | ICT機器の環境整備 デジタル教科書の普及促進 情報通信技術支援員(ICT支援員)の配置 |
| | | 3 医療的ケア児への支援と関係機関との連携の推進 | 県立学校医療的ケア体制整備事業 特別支援学校専門スタッフ強化事業 |
| | | 4 障がいによる学習上又は生活上の困難に応じた教育環境の整備 | 特別支援教育支援員の配置、特別支援教育ボランティアの活用 読書のバリアフリーの推進 |
| 柱5 | 専門性の向上と支援体制の整備・充実 | 1 特別支援教育を担う人材の育成及び専門性の維持向上 | 福岡県特別支援教育研究協議会 国立大学大学院派遣研修、国立特別支援教育総合研究所派遣研修 福岡県教育センター長期派遣研修 福岡教師塾、ミドルリーダー養成講座等 福岡県特別支援教育推進教員養成講座 福岡県教育委員会免許法認定講習 |
| | | 2 組織としての専門性の強化及び支援体制の整備・充実 | 特別支援学校におけるセンター的機能の充実 特別支援学校専門スタッフ強化事業 発達障がい児等教育継続支援事業 |
| | | 3 教師に求められるICT活用指導力の向上 | 福岡県重点課題研究指定・委嘱事業 ICT活用のための各種研修会 情報通信技術支援員(ICT支援員)の活用等 |

令和5年度特別支援教育関係施策の実施状況

柱1 連続性のある多様な学びの場における教育の充実

障がいの状態や程度に応じて、通常学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」を整備し、それぞれの場において子供が充実した時間を過ごしつつ「生きる力」を身に付けることのできる教育の充実を図る。

I 小中学校

1 小中学校における通常の学級

| 施策の方向 | 施策・事業 | 令和5年度実績 | 令和5年度 ○成果 ●課題 | 今後の対応 |
|------------------------------------|-------------------------------|---|--|---|
| 学校全体で組織的に対応する特別支援教育推進体制の充実 | 小・中・義務教育学校校長(副校長・教頭)特別支援教育研修 | ○政令指定都市を除く県域全ての小・中・義務教育学校副校長・教頭に対して地域ごとに3日間に分け実施。 (大雨により2日間中止) ○実践発表をオンデマンドにて配信。(大雨による中止の補填) | ○第2期推進プランや国の通知、県重点課題研究指定・委嘱事業の成果等について周知することができた。 ●天候により3回中2回を中止とせざるを得なかった。 ●質問の時間の確保ができなかった。 | ・次年度は校長を対象とした研修を実施する。 ・校長職の経験年数に応じて集合又はオンラインを併用した研修形態を取り入れる。 ・実践発表に対する質問の時間を確保するため、説明の内容を精選するなど、研修の構成を検討する。 |
| | 特別支援教育推進計画の作成・活用 | ○副校長・教頭特別支援教育研修や特別支援教育コーディネーター研修会の協議等での活用。 | ○市町村立(指定都市を除く)小・中・義務教育で新様式を用いた作成ができた。 ●旧様式で作成している学校が見られた。 | 【継続】 ・校長特別支援教育研修や特別支援教育コーディネーター研修会で活用する。 ・各種研修会等において新様式に変更した理由を説明するなど、新様式での作成・活用の周知を徹底する。 |
| | 中堅教諭等資質向上研修 | ○県立学校等ではオンデマンドにて推進プランの内容を説明した。 ○義務制では、センターの研究成果物を用いて推進体制の充実について講義を実施。 | ○いずれの講義においても、個別の対応でなく組織的な対応が有用であることについて、受講者の理解が深まったと言える。 | 【継続】 ・推進プランの内容等に触れながら、福岡県における取組の実情に関する理解を深め、推進の具体的な方途について理解を深められるようにする。 |
| 教育的ニーズに応じた個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用 | 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の様式例・記入例の周知 | ○研修会等において個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成方法と併せて様式例・記入例を周知。 | ○様式例や記入例を参考としながら、各学校で使いやすい様式に変更するなど、各学校の実情に応じた個別の教育支援計画・個別の指導計画作成を確認できた。 ●作成した個別の教育支援計画等を活用した学校間連携の充実を図る必要がある。 | 【継続】 ・各種研修会等において様式例・記入例を周知する。 ・作成が必要な児童生徒への確実な作成の周知を行う。 ・作成した個別の教育支援計画等を活用した学校間連携の充実を図る。 |
| | 特別支援教育コーディネーター研修会 | ○県教育センターにて県域の新任特別支援教育コーディネーターを対象とした研修会を実施。 ○各教育事務所ごとに全ての小・中・義務教育学校悉皆による研修会を実施。 | ○説明や実践発表等を通して、特別支援教育コーディネーターとしての役割や取組の見通しをもたせることができた。 ○協議を通して、受講者同士が他校の取組や悩み共有などができた。 ●個別の教育支援計画等を活用した学校間連携の充実を図る必要がある。 | 【継続】 ・新任対象及び悉皆研修において特別支援教育コーディネーターの役割と併せて様式例・記入例を周知する。 ・個別の教育支援計画等を活用した学校間連携の周知と好事例の収集及び紹介をする。 |
| 生徒指導との連携に基づく児童生徒理解の促進 | スクールカウンセラー等活用事業 | ○公立小・中学校全校にスクールカウンセラーを配置。 ・「発達障がいなど」についての相談等対応:11,894件(全体の14.4%) ・発達障がいの特性と支援の在り方、保護者へのアプローチ等について校内研修を実施。 | ○保護者・教員へのカウンセリング、校内研修の実施による児童生徒理解の促進が図られた。 ●児童生徒理解を促進するため、インクルーシブ教育の構築につながる研修等を充実させる必要がある。 | 【継続】 ・SCSVとの連携を図りながら、地域の実態に応じた児童生徒理解の促進を進めるとともに、教育相談体制の充実を図る。 |
| 特別支援教育の視点を生かした通常の学級における指導の充実 | 福岡県重点課題研究指定・委嘱事業 | ○特別支援学級担任と交流学級の担任との連携を図るためのツールの開発。 ○研究推進委員会の年間計画を作成と委員会の定期的な実施。 | ○通常の学級の交流及び共同学習において、通常の学級在籍児童のルーブリックと知的障がい学級在籍児童のルーブリックを併用した授業構成で実施し、一人一人の学びを保障する授業づくりの基礎を共通理解することができた。 ●特別支援学級担当が中心であり、通常の学級担任を積極的に巻き込んだ構想にしていく必要がある。 ●学級編成を含めて教育課程の編成を中心に据えた研究を進めて行く必要がある。 | 【継続】 ・福岡教育事務所と連携を図り、進捗状況について確認等を行う。 ・研究推進委員会において、研究の意義や付加価値について助言等を行う。 |
| | ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくりの周知 | ○リーフレット「福岡県の特別支援教育」において、ユニバーサルデザインの授業づくりの周知。 ○特別支援教育コーディネーターや若年研修等での周知。 ○聴覚障がいや手話に関する理解・啓発のための学習コンテンツを作成。 | ○ユニバーサルデザインの授業づくりの有効性において周知することができた。 ●児童生徒の実態に基づいたユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくりを行うこと。 | 【継続】 ・各種研修会等で、発達障がい等についての理解啓発とともに、ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくりの周知を行う。 ・サポートヒントシートの活用を推進する。 ・学習コンテンツの活用を推進する。 |

| | | | | |
|--|--------------------------|---|---|--|
| | 小中学校の教職員に向けた研修動画コンテンツの提供 | <p>○通級による指導及び特別支援学級新任担当教員研修動画の校内研修での活用を周知。</p> <p>○通常の学級における特別支援教育を推進するための校内支援体制及び人材育成についての実践発表動画の提供。</p> | <p>○校内研修等で活用することができた。</p> <p>●通常の学級に特化したコンテンツを提供すること。</p> | <p>【継続】</p> <p>・通常の学級に在籍しているであろう発達障がい等のある児童生徒の理解や指導に関するコンテンツの作成とHPでの提供を行う。</p> |
|--|--------------------------|---|---|--|

2 小中学校における通級による指導

| 施策の方向 | 施策・事業 | 令和5年度実績 | 令和5年度 ○成果 ●課題 | 今後の対応 |
|--------------------------------------|---------------------------|--|--|---|
| 通級による指導の適切な設置 | 通級による指導の形態等についての周知 | <p>○通級担当者対象の研修会において、自校通級、他校通級、巡回通級の指導形態の周知。</p> <p>○通級設置校訪問において、形態ごとの工夫点や課題の聞取り。</p> | <p>○自校・巡回型の指導の形態に切り替える自治体が増加した。</p> <p>○通級設置校訪問において把握した形態ごとの工夫点や課題を整理した。</p> <p>●指導形態の周知が、通級担当者に留まった。そのため、指導形態を検討する教育委員会に対しても周知が必要であると考えた。</p> | <p>【継続】</p> <p>・通級設置校訪問の対象校選定の際に、それぞれの形態の学校を意図的に選定し、把握した内容を教職員課と共有する。</p> <p>・通級設置校訪問や指導主事等研修会などの場で、教育委員会の担当者に対して、通級の指導の形態ごとの利点や留意点について説明する。</p> |
| | 通級指導教室未設置市町村への優先配置 | <p>○通級指導加配数 54市町村 268人 (非常勤加配含む)</p> | <p>○通級指導加配を要望した全ての市町に対して、配当を行った。</p> <p>●基礎数定数の移行時期であるため、加配要望に対して十分な定数配置を行うことができない。</p> | <p>【継続】</p> <p>・国の定数を活用し、通級指導担当教員の配置の拡充を図る。</p> |
| | | <p>○未設置市町村の状況や各市町村での通級による指導の推進状況を把握し、教職員課との情報共有。</p> | <p>○優先順位の決定方法について基本的な考え方を明確にし、教職員課に情報提供を行うことができた。</p> <p>●中学校に通級未設置の町村があり、継続した指導が難しいケースがある。</p> | <p>【継続】</p> <p>・小学校との指導の連続性を考慮し、中学校に通級未設置の町村については、優先的に配置できるように、教職員課に情報を提供する。</p> |
| 在籍学級等との連携を図る個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用 | 通級による指導教育課程実践交流会 | <p>○通級設置校から各1名参加の自立活動を中心とした研修会の実施。</p> | <p>○自立活動の実践を持ち寄り交流を行った。参考になったという意見が多く、指導力向上の一助になったと考える。</p> <p>●説明「通級による指導の現状と課題」は、経験年数の長い担当者にとっては、復習となる内容が多かった。</p> | <p>【継続】</p> <p>・次年度も、授業力の向上を目指し、指導の実践を持ち寄り交流を行う。</p> <p>・経験年数の長い担当者にとっても新たな学びがあるように、説明についてはオンデマンドで、参集形態においては、実践発表や協議を中心に構成する。</p> <p>・研修参加希望者については、オンラインにて研修参加を認める形で構成する。</p> |
| | 通級指導教室設置校訪問 | <p>○各教育事務所管内の通級設置校を1校ずつ訪問し、書類点検や授業観察、意見交流等を行い、通級指導教室の経営状況の把握。</p> | <p>○授業や経営状況等を把握し、課題や工夫点の聞き取りや改善点の提案を行うことができた。</p> <p>●設置校訪問を通して、通級終了に向けた明確な手続き、研修の機会確保、人材育成を課題としている教育委員会や学校があることが分かった。</p> | <p>【継続】</p> <p>・新設校や通級指導のモデルとなる運営をしている教育委員会や学校を中心に訪問を実施する。参考となる取組は、研修会等を通して広める</p> |
| 通級による指導の充実 | 通級による指導新任担当教員研修会 | <p>○第1回：オンデマンド研修「自立活動、障がいのある子供への理解と指導」、第2回：集合研修「個別の指導計画、在籍学級との連携、自立活動等」。</p> | <p>○アンケート結果より、通級による指導についての理解を深め、担当者の疑問や不安に応える研修会を行うことができた。</p> <p>●通級担当者は研修の場が限られているので、新任以外にも研修の場を確保していく必要がある。</p> | <p>【継続】</p> <p>・第2回の研修内容「個別の指導計画、在籍校・在籍学級との連携」は、第1回のオンデマンド研修で取り扱った。</p> <p>●第2回は半日の集合研修とする。</p> <p>・新任以外はオンラインにて研修に参加できるように対応する。</p> |
| | 地域における特別支援教育を推進する教員の育成・活用 | <p>○通級新任担当教育研修会、教育課程実践交流会において、専門性の高い教員による実践発表を実施。</p> | <p>○実践発表を通して、モデルとなる取組を県全体に示すことができた。</p> <p>●特別支援教育に関する研修や人材育成については、地域差が見られる。</p> | <p>【継続】</p> <p>・特別支援教育推進養成講座の受講者を積極的に活用し、実践発表や協議の助言者を依頼し、人材育成の機会とする。</p> <p>・地域差に対応するため、オンラインでも研修参加できるように対応する。</p> |
| | 専門研修講座の開設 | <p>○ミドルリーダー養成講座871において、通級による指導を含めたカリキュラム・マネジメントや対象となる児童生徒の特性や効果的な指導についての内容で実施。</p> | <p>○871講座は、義務制諸学校の特別支援教育推進の中核となる教員を育成することが目的であるため、通級による指導について取り上げたことは効果的であった。</p> | <p>【継続】</p> <p>・引き続きミドルリーダー養成講座において、通級による指導に関する内容を含めて講義を構成する。</p> |

3 小中学校における特別支援学級

| 施策の方向 | 施策・事業 | 令和5年度実績 | 令和5年度 ○成果 ●課題 | 今後の対応 |
|---|-------------------------------|--|---|--|
| 学級の実態に応じた適切な教育課程の編成 | 特別支援学級教育課程実践交流会 | ○小・中・義務教育学校の設置校から代表1名を悉皆とする集合形態の研修として教育事務所毎に実施。 | ○各教育事務所の課題に応じて、参加者に理論から実践への具体的なイメージをもたせることにつながった。 ○特別支援教育推進教員養成講座の受講生を助言者として活用することができた。 | 【継続】 ・参加者同士が実践等を交流できる場を十分確保する。 ・特別支援教育推進教員養成講座の受講生を実践発表等の助言者として活用を継続したい。 |
| | 特別支援学級設置校訪問 | ○教職員課と合同で実施。 ○各教育事務所も地域の実情に応じて実施。 | ○特別支援学級の学級経営の状況把握(教室環境・個別の両計画及び指導要録の作成状況 など)をすることができた。 ●令和4年4月の文部科学省通知の主旨を確実に周知する必要がある。 | 【継続】 ・適切な特別支援学級の教室運営となるよう、研修会等で、令和4年4月の文部科学省通知について周知を徹底する。 ・教職員課と実施する設置校訪問の数を全ての教育事務所管内で実施できるよう調整する。 |
| 一人一人の障がいの状態や発達の段階に応じた個別的教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用 | 個別的教育支援計画及び個別の指導計画の様式例・記入例の周知 | (再掲) | (再掲) | (再掲) |
| 交流及び共同学習の充実 | 特別支援教育コーディネーター研修会 | (再掲) | (再掲) | (再掲) |
| 特別支援学級における指導の充実 | 特別支援学級新任担当教員研修 | ○全2回の計画の内、第1回は県主催で4月3日からオンデマンド配信により実施。 ○第2回は教育事務所毎に地域の状況に応じた研修を企画、実施。 | ○受講者のニーズに応じた内容のコンテンツを提供できた。 ○4月3日から8月末日までの配信期間としたことで、必要に応じて繰り返し、視聴ができた。 ●受講者からの質問や悩みに対応することが十分にできなかった。 ●勤務時間内の研修時間の確保が十分にできなかった学校があった。 | 【継続】 ・次年度以降も、第1回についてはオンデマンド配信による研修として実施する。 ・勤務時間内、動画の視聴及びアンケートへの回答ができるよう、市町村教育委員会及び学校長への周知の徹底を図る。 ・フォーム等を活用した質問の収集や教育事務所での研修等を活用するなど、受講者の質問等について対応できる方法を検討する。 |
| | 専門研修講座の開設 | ○キャリアアップ603講座、606講座、ミドルリーダー養成講座871講座において障がいの特性に応じた指導の在り方についての内容で実施。 | ○講義によって知見を高めたり、協議を通して実践について交流する場面を設けることができた。 | 【継続】 ・受講者からの評価も高いため取組を継続していく。 |

II 高等学校

1 高等学校における通常の学級

| 施策の方向 | 施策・事業 | 令和5年度実績 | 令和5年度 ○成果 ●課題 | 今後の対応 |
|------------------------------------|-------------------------------|--|---|---|
| 学校全体で組織的に対応する特別支援教育推進体制の充実 | 県立学校等管理職研修会 | ○特別支援教育の現状と課題についての講義の実施。 | ○特別支援教育課と合同で研修を行っているため、特別支援教育の現状と課題を共有することができた。 ●研修内容を更に深める必要がある。 | ・教育センターと連携して、研修内容を検討する。 ・オンデマンドも活用することで、普段から内容を確認できる研修体制を整える。 |
| | 特別支援教育コーディネーター研修会 | ○校長研、副校長・教頭研において、特別支援教育に関する内容について、特別支援教育課による講義の実施。 | ○福岡県における特別支援教育の現状と特別支援教育推進プラン(第2期)に則った施策の推進について周知することができた。 | 【継続】 ・変化する現状や施策の中心的内容を引き続き周知する場面を設ける。 |
| 教育的ニーズに応じた個別的教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用 | 個別的教育支援計画及び個別の指導計画の様式例・記入例の周知 | (再掲) | (再掲) | (再掲) |
| 特別支援教育の視点を生かした指導の充実 | 高等学校の教職員に向けた研修動画コンテンツの提供 | ○高等学校の教職員に向けた研修動画を12月に配信。 | ○本県の高校通級の現状指導の内容を教職員に周知することができた。 ●配信時期をもう少し早くする。 | 【継続】 ・教職員が指導の実際について、自ら調べて活用することができるような動画にブラッシュアップしていく。 |
| | 特別支援教育支援員の配置、特別支援教育ボランティアの活用 | ○特別支援教育支援員を12校14名配置。 ○特別支援教育ボランティアを6校での活用。 | ○特別の支援が必要な生徒に合理的配慮を提供することができた。 ●学習支援を希望する学校の多くに支援員を配置することができなかった。 | 【継続】 ・学校、支援員、保護者との連携が取れている好事例を発信できるような機会を作る。 |
| | 生徒指導主事研修会 | ○「特別支援教育について」のテーマで、特別な配慮を要する生徒への指導の在り方等についての講義を実施。 | ○研修の実施により、特別支援教育の視点を生かした指導への理解が促進できた。 ●特別支援教育コーディネーターを中心とした、校内指導体制を充実させる必要がある。 | ・研修会において、特別支援教育コーディネーターを中心とした特別支援教育体制の在り方等について、教職員の理解を深めるためのテーマ設定を検討する。 |
| | スクールカウンセラー等活用事業 | ○多様な背景のある生徒への理解と対応について、研修会を実施。 | ○スクールカウンセラー等による職員研修を実施することで、SC等を効果的に活用できるようになっている。 ●配慮を要する生徒の割合が増加しており、SC等の活動時間数が不足している。 | ・チーム学校として機能する学校組織となるために、教職員同士の連携及び専門機関との連携を図る。 |

2 高等学校における通級による指導

| 施策の方向 | 施策・事業 | 令和5年度実績 | 令和5年度 ○成果 ●課題 | 今後の対応 |
|-----------------|------------------|---|--|---|
| 高等学校における通級による指導 | 高等学校等通級指導推進事業 | ○年間で35校、99名の対象生徒を拠点校4校及びサテライト校2校で指導・支援を行った。 | ○生徒それぞれの特性に応じた指導を各拠点校及びサテライト校で行うことができた。 ○在籍校関係職員を対象とした研修会を実施し、拠点校・在籍校の連携の強化につながった。 ●拠点校及びサテライト校までの距離等で通級指導を断念している可能性がある。 | 【継続】 ・今後の拠点校及びサテライト校における通級指導の在り方について検討する。 |
| | 通級による指導担当教員等研修 | ○通級指導を担当する教員と在籍校関係職員を対象に、福岡教育大学障害学生支援センターから講師を招き、研修を実施。 | ○高校通級や高校教育に求められていることを確認することができた。 ○在籍校の当事者意識を高めることができた。 ●定時制の教員もいるため、研修終了時刻について、検討が必要。 | 【継続】 ・令和6年度は、就労関係の外部講師を招き、障がいのある生徒に対する指導の在り方について研修を行う。 |
| | 通級による指導教育課程実践交流会 | (再掲) | (再掲) | (再掲) |

Ⅲ 特別支援学校

| 施策の方向 | 施策・事業 | 令和5年度実績 | 令和5年度 ○成果 ●課題 | 今後の対応 |
|----------------------------|-------------------------|--|---|---|
| 一人一人の実態に応じた指導の充実 | 特別支援学校教育課程実践交流会 | ○4校(小郡、直方、嘉穂、福岡高等聴覚)を会場校として実施。 | ○県立学校及び市町立学校から、延べ253名が参加した(うち欠席者あり)。各特別支援学校における実践的な研究の成果について相互に交流することができた。 | ・令和7年度まで継続して開催することで、特別支援教育の専門性の向上を図る。 |
| | 特別支援学校グランドデザインの充実・活用 | ○説明及び作成依頼 ○各学校による作成・提出 4月 ○研修会における活用・指導 ・特別支援学校校長研修会 ・特別支援学校副校長・教頭研修会 ・特別支援学校部主事等研修会 | ○教育課程の編成、校務分掌の運営等においてグランドデザインに掲げている重点目標を意識しながら計画・実施することができてきた。 | 【継続】 ・管理職研修会、主任主事研修会等での活用を図る。 ・各学校HP等への掲載について周知徹底を図る。 |
| 障がいの重度・重複化及び多様化に対応した専門性の向上 | 福岡県特別支援教育推進ネットワークの充実・活用 | ○県内6地区において、校長等連絡会議を2回、地域の実情に合わせて担当者会議を複数回実施。 | ○各学校における特色ある取組や課題について情報交換を行うことができた。 ●会議では、教育相談に対応するための人材育成、専門性の向上が主な課題に挙げられた。 | 【継続】 ・報告書を元に、成果と課題を整理し、次年度の会議や研修会に生かす。 ・各地域の好事例について、特別支援教育コーディネーター研修会等で情報提供を行う。 |
| | 専門研修講座の開設 | (再掲) | (再掲) | (再掲) |
| | 県立学校医療的ケア体制整備事業 | ○看護職員の配置。(15校62人。うちリーダー看護職員6人6校、コーディネーター看護職員1人1校) ○指導医の委嘱。(15校15人) ○教員による特定行為の実施。(1校1人) ○医療的ケアガイドラインの周知 ○運営協議会の実施。(運営協議会1回、校長部会2回) ○研修会の実施。(2回) | ○個々の医療的ケアの内容と頻度に応じた看護職員の配置。(昨年度比5人増) ○県医療的ケア児支援センターと連携した研修の実施。 ○研修会での活用等による医療的ケアガイドラインの周知。 ●看護職員の資質向上のための研修の充実。 ●公立の小・中・高等学校等へのさらなる支援の充実。 | 【継続】 ・個々の医療的ケアの内容と頻度に応じた看護職員の配置を行う。 ・「医療的ケアガイドライン」による各学校の実施体制の充実を図る。 ・コーディネーター看護職員の一層の活用を図る。 |
| | 分身ロボットを活用した訪問教育等の充実 | ○県立特別支援学校6校に計8台、特別支援教育課に2台配備。 | ○訪問教育対象児童生徒と通学生の交流回数が増え、学習機会の拡充が図られた。 ○特別支援教育課配備分を県立学校へ貸出しを行い、学習機会の保障を図った。 ●分身ロボットの活用方法(場面)を工夫し、指導の充実を図る。 | 【継続】 ・県立特別支援学校及び特別支援教育課への配備を継続し、訪問教育対象児童生徒への指導の充実に務める。 |
| 交流及び共同学習の推進 | 学校間交流・地域交流・居住地校交流 | ○直接交流を多くの学校で実施。さらにオンライン交流や間接交流も含め、全ての特別支援学校において実施。 | ○直接交流に加え、オンライン交流や間接交流など、実態に応じた交流が実施できた。 ●事前打合せについて、詳細な確認及び時間確保が難しかった。 | ○効果的な交流及び共同学習が実施できるよう、今年度の反省等を踏まえた計画立案について指導する。 |
| | 特別支援学校活性化推進事業 | ○各学校、特色ある取組を計画に基づいて実施。 | ○各学校の幼児児童生徒や地域の実態に応じた特色ある取組を実施できた。 ●内容について、より学校が活性化するための改善や新たな取組などの工夫が必要である。 | 【継続】 ・事業の趣旨を十分に踏まえ、児童生徒の実態や学校の特色に応じた、効果的な事業を計画立案について指導する。 |
| | 障がい者スポーツ交流会開催事業 | ○県内の小学校、中学校、高等学校が特別支援学校に赴き、パスポートを通じた交流会を実施。 ○令和5年度：7校で実施予定 | ○令和4年度のアンケート結果を基に、各学校で事前学習を実施することで、パスポートや共生社会に対する理解度向上につなげることができた。 ●感染予防のため、特別支援学校の生徒の参加が少なかった。感染症対策を講じつつ、安全に実施ができることを事前説明で周知を行い、特別支援学校生徒の参加率の向上を図る。 | 【継続】 ・未実施の特別支援学校(8校)について、令和6年度で開催する予定としている。(実施計画) 令和4年度：5校 令和5年度：7校 令和6年度：8校 |
| 地域における特別支援教育のセンターとしての役割の発揮 | 福岡県特別支援教育推進ネットワークの充実・活用 | (再掲) | (再掲) | (再掲) |
| | 特別支援教育コーディネーター研修 | (再掲) | (再掲) | (再掲) |

IV 一貫した継続性のある指導及び切れ目ない支援

| 施策の方向 | 施策・事業 | 令和5年度実績 | 令和5年度 ○成果 ●課題 | 今後の対応 |
|------------------------------|----------------------------|--|---|---|
| 学校間接続時の連携の充実 | 発達障がい児等教育継続支援事業 | ○専門家による巡回相談の実施(R5年9月末現在相談件数220件:私立学校を除く) ○ふくおか就学サポートノート(引継ぎシート)の提供 ○ふくおか就学サポートノート紹介フリーレットの作成・配布 ○発達障がい児等教育継続支援事業連携協議会の開催(1月に開催予定) ※個別的教育支援計画等の学校間引継ぎ率89.9%(政令市を除く) | ○学校間引継ぎ率が前年度と比べてポイント上昇したこと(R4:81.4%→R5:89.9%) ※学校間引継ぎ率とは、転出又は卒業(予定を含む)した児童生徒の中で個別的教育支援計画等を活用した引継ぎが必要な児童生徒に対して、進学先等と引継ぎの実施ができた児童生徒の割合 ○ふくおか就学サポートノートの冊子を市町村教育委員会へ送付したことにより、毎年問い合わせがあった「ふくおか就学サポート」が入手できないとの連絡がなくなった。 ●ふくおか就学サポートノートの存在を知らない保護者等がいるため、更なる周知が必要である。 | 【継続】 ・連携協議会を通じた就学前及び高等学校における特別支援教育充実の成果報告と巡回相談の更なる活用促進の啓発を行う。 ・各種研修会において保護者向けハンドブックの周知と活用を行う。 ・学校間の確実な引継ぎに向けた周知と徹底を行う。 ・連携協議会を通じた就学前の機関への個別的教育支援計画の作成意義と「ふくおか就学サポートノート」の活用の具体的方法の周知を行う。 |
| | | ○専門家による巡回相談の実施(R6年2月末現在相談件数36件、実施学校数32校) | ○巡回相談の活用学校数の増加(見込み)(前年度比・・・実施校数+4校) | 就学前及び高等学校における巡回相談の更なる活用促進の啓発 |
| | 特別支援教育コーディネーター研修 | (再掲) | (再掲) | (再掲) |
| 特別支援学校における一貫した継続性のある指導・支援の充実 | 県立特別支援学校新任部主事等研修会 | ○新任の部主事等を対象に、グランドデザインに基づいた部等の経営をテーマに、講話、実践発表、協議を実施。 | ○研修の受講により、自校のグランドデザインを再確認するとともに、各学校における取組の成果や課題を明らかにすることができた。 | 【継続】 ・今後も新任部主事等の担当者が自校の取組を見直すとともに、意欲をもって業務に当たることができるように、実践発表や協議等を取り入れた研修を実施する。 |
| | 県立特別支援学校進路指導主事研修会 | ○進路指導の取組、人権尊重の視点を踏まえた進路保障の取組、企業に就職した生徒の就労について、講義等を行った。 | ○今年度は、知的障がいのある卒業生が就職した企業に講話を依頼し、障がい者雇用について企業側の話をいただいた。 | 【継続】 ・今後も、障害者就業・生活支援センター、福祉関係、企業・事業所等から講話をしていただき、進路指導に生かせるように設定していく。 |
| 障がいの状態や発達の段階に応じた合理的配慮の提供 | 教育支援体制整備事業費補助金 | ○看護職員を配置した。(県立学校15校62名) ○外部専門家の配置。 | ○看護職員の配置による安全・安心な教育環境の整備に努めた。 ○外部専門家の配置により教職員の専門性の向上に寄与した。 | 【継続】 ・R5に引き続き、文部科学省の「切れ目ない支援体制整備充実事業」として継続申請する。 |
| | 差別的解消の推進に関するガイドラインの周知・活用促進 | ○県立学校等特別支援教育コーディネーター研修会等において周知。 | ○各学校で合理的配慮を提供することができた。 ●合理的配慮の提供に係る具体的方法の周知が必要である。 | 【継続】 ・合理的配慮の具体的な事例等について各種研修会や巡回相談を活用した周知・広報を図る。 |

柱2 就学前における早期からの相談・支援の充実

障がいのある子供に対する早期からの相談・支援、就学に係る支援、就学後の適切な教育と必要な支援の提供という一連の流れの中で、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が相互に連携を図りながら、一貫した継続性のある支援の充実を図る。

| 施策の方向 | 施策・事業 | 令和5年度実績 | 令和5年度 ○成果 ●課題 | 今後の対応 |
|------------------------------|----------------------------|--|--|--|
| 幼稚園等における特別支援教育推進体制の整備 | 福岡県幼稚園新規採用教員研修 | ○新規採用教員研修において、支援や配慮が必要な幼児への対応についての講義を実施。 (参加者90人) | ○新規採用教員に対して、配慮が必要な幼児への支援の具体例や環境等について伝えることができた。 | 【継続】 ・推進プランやふくおか就学サポートノート、引継ぎノートの活用の方針について、研修会等を通じて周知する。 |
| | 発達障がい児等教育継続支援事業 | ○次の内容について、講義・演習及び実践報告等を実施。 ・講義「支援や配慮が必要な幼児への対応」 ・説明「特別支援教育について」 ・実践発表・協議「特別な配慮を必要とする幼児への適切な指導について」 ・「障がいのある幼児の指導」について、新規採用教員研修の手引きに掲載。 | ○講義・演習及び実践報告等を通して特別支援教育の基本的な考え方について理解を深めるとともに、教員自身が自らの保育を振り返り、支援や配慮が必要な幼児への対応について具体的な方法を捉えることができた。 ○研修の手引きに掲載したことは、園内研修の資料として活用する上で有効であった。 ●支援や配慮が必要な幼児への対応について、新規採用教員が抱えている悩みや課題等を出し合い、対応策について協議するよう機会が必要である。 | 【継続】 ・義務教育課のホームページに掲載している幼児教育プラットフォームの中で、特別支援教育の内容を充実させ、園内での研修や自主研修に活用することができるようにする。 ・講義「支援や配慮が必要な幼児への対応」で説明した就学サポートノートの利活用について、より一層理解を深めるために、特別支援教育課との連携を図った研修内容を構築する。 ・新規採用教員同士が相互に協議を深める機会を設定する。 |
| 市町村教育委員会における早期からの相談・支援体制の整備 | 心と体の発達教育相談(障がい児巡回教育相談) | ○各教育事務所において就学前児等の保護者を対象に教育相談を実施 ○相談件数(県全体50件) | ○各教育事務所の希望相談件数に応じて予算を配分し、相談の充実を図れた。 ●各地域において発達教育相談が充実してきたためか、相談件数が昨年度よりも減少している(R4:87件) | 【継続】 ・継続的な地域ごとの相談件数に応じた予算配分を行う。 ・教育相談の申請が少ない地域に対する啓発の強化を図る。 |
| | 発達障がい者地域支援マネージャー派遣事業 | 市町村や医療・保健・福祉・教育・労働等の各関係機関へ発達障がい者地域支援マネージャーの派遣を実施。 | ○市町村や各関係機関に対し、発達障がいのある人の支援体制の整備や対応方法等についての助言を行った。 | 【継続】 市町村や各関係機関等への発達障がい者地域支援マネージャーの派遣を継続することで、発達障がいのある人が身近な地域の中で、各ライフステージに対応した継続的な支援を受けることができるよう取り組む。 |
| 障がいのある子供の就学相談や学びの場の検討等の支援の充実 | 就学相談・支援担当者研究協議会 | ○県就学相談・支援担当者研究協議会を実施(238名うちオンライン111名) ○教育事務所就学相談・支援担当者研究協議会を実施(9月・参加総数185名) | ○各市町村等教育委員会をはじめとする就学相談・支援の関係者に対し、県の特別支援教育の現状と課題や就学手続きの流れ等について周知することができた。 ●グループ別協議では、オンライン側で協議が十分深まらず、各校の取組の報告までに留まった。 | 【継続】 ・旅費節減のため、文部科学省からの講話はオンラインでの実施とする。 ・市町村教育委員会及び各校の教育相談担当者に対し、適切な就学先決定について広く周知を図る。 |
| | 市町村等教育支援委員会及び就学相談・支援に関する調査 | ○市町村等教育支援委員会状況調査を実施 | ○各教育支援委員会の現状や課題について状況を把握し、研究協議会において調査結果を情報提供することで、就学に係る諸課題について共通理解を図ることができた。 | 【継続】 ・調査を継続し、課題やその解決に向けた取組を整理して次年度の研究協議会の内容に反映させることで、障がいのある子供の適切な就学先決定のための一助とする。 |
| 保健・医療及び福祉との連携の充実 | 新生児聴覚検査体制整備事業 | ○新生児聴覚検査体制整備検討会議の開催 ○市町村・保健所母子保健担当者研修会の開催 | ○福岡県乳幼児聴覚支援センターを通して、支援が必要な乳幼児の療育開始までのフォローアップ、相談支援を行い、新生児期の難聴の早期発見・早期療育を的確に行う支援体制の強化を図った。 ○新生児聴覚検査体制整備検討会議を開催し、新生児聴覚検査体制の整備や関係機関との連携、市町村の公費負担導入について検討を行った。 ●市町村における公費負担の取組みを推進し、引き続き新生児聴覚検査体制の強化を図る必要がある。 | 【継続】 福岡県乳幼児聴覚支援センターを運営するとともに、関係機関と連携し相談支援体制を強化することにより、関係機関連携のもとに新生児期の難聴の早期発見・早期療育を行う支援体制を強化する。 |
| | 乳幼児発達診査事業 | ○9保健福祉(環境)事務所において乳幼児発達診査を実施 | ○各保健福祉(環境)事務所において、専門職による発達診査・発達訓練指導を実施することによって、乳幼児の健全な発達を促進し、また、必要に応じて専門機関を紹介する等により、早期受診・早期療育に繋がっている。 | 【継続】 基本的な母子保健サービスの実施主体である市町村において実施できる体制整備を支援するとともに、各保健福祉(環境)事務所管内の実情に応じて、市町村、関係機関等が連携しながら、早期療育につなげ、切れ目のない支援を実施する。 |
| | 発達障がい者地域支援マネージャー派遣事業 | (再掲) | (再掲) | (再掲) |

| | | | |
|-------------------------|--|--|--|
| <p>障がい児等療育支援事業</p> | <p>○県内13の障がい保健福祉圏域において障がいのある児・者及びその家族に対し療育支援事業を実施 ○医療型の発達障がい児等療育支援事業所を県内3箇所を設置し、発達障がいに特化した療育支援事業を実施。</p> | <p>○障がいの診断の有無にかかわらず、早期からの療育や相談を実施 ○発達障がい児等療育支援事業所において、医学的な面から家庭等への訪問を行いながら療育や相談、保育所職員等への指導を実施。</p> | <p>【継続】 ・引き続き、障がい児・者に対して適切に療育ができる支援体制の強化を図っていく。</p> |
| <p>児童発達支援事業者の指定</p> | <p>○令和5年12月1日現在の指定事業所数：344箇所</p> | <p>○令和5年4月1日～令和5年12月1日までの間に、45箇所の新規指定を行った。</p> | <p>【継続】 ・引き続き事業者が地域のニーズを踏まえて指定申請を行った場合は、基準に適合していることのみならず、適切なサービスの提供が持続可能であることを確認し、指定を行う。</p> |
| <p>放課後等ディサービス事業者の指定</p> | <p>○令和5年12月1日現在の指定事業所数：561箇所</p> | <p>○令和5年4月1日～令和5年12月1日までの間に、59箇所の新規指定を行った。</p> | <p>【継続】 ・引き続き事業者が地域のニーズを踏まえて指定申請を行った場合は、基準に適合していることのみならず、適切なサービスの提供が持続可能であることを確認し、指定を行う。</p> |

柱3 卒業後の自立と社会参加を目指した支援の充実

福祉、労働、教育等の関係機関が相互に連携し、障がいのある子供の進路希望実現に向けた取組の強化を図るとともに、確実な移行支援を図るための体制整備を進める。将来の社会参加の促進や余暇活動の充実を図るため、社会体験活動や集団活動、障がい者スポーツや文化芸実活動等の機会の充実を図る。

| 施策の方向 | 施策・事業 | 令和5年度実績 | 令和5年度 ○成果 ●課題 | 今後の対応 |
|--------------------------------|--------------------------------|---|--|--|
| キャリア教育の充実 | 県立特別支援学校就職学習会等 | ○企業等の方、関係事業所職員、企業で働く卒業生等を外部講師として招聘し、学習会・就職相談を実施。 | ○卒業後の就労や生活について知り、自分の課題等に気付き解決に取り組むことができるなど、進路実現に向けた意欲の喚起を図ることができた。 | 【継続】 ・今後も、学習会等の実施により、望ましい勤労観・職業観を育成することで、卒業後の進路実現と社会生活の安定を図る。 |
| | 寄宿舎指導員研修 | ○8月に福岡県特別支援学校寄宿舎指導員等研修会を実施。 | ○寮務主任及び寄宿舎指導員72名が参加した。 ○外部講師による講義、実践発表、協議を通して、キャリア教育の視点に立った指導について理解を深めた。 | 【継続】 ・寄宿舎指導員等研修会を継続し、寄宿舎における生徒指導等、指導力向上に努める。 |
| 職業教育の推進 | 福岡県特別支援学校技能検定事業 | ○県立特別支援学校6校において、テーブル拭き、自在ぼうきの初級・中級・上級検定を実施。 | ○年度当初に、打ち合わせ会を実施したことで、各校で指導内容が統一されてきた。 | 【継続】 ・検定後に各学校から出された課題を集約・検討し、次年度当初に周知を図り、情報共有を行う。 |
| 関係機関等との連携の強化とICTを活用した就職支援の充実 | 特別支援学校ICT活用就職支援事業 | ○外部人材を活用したICT活用スキル習得のための学習会、分身ロボット「OriHime」を使ったテレワーク実習を実施。 | ○外部人材を活用したICTスキル習得については、各校で計画的に進めることができた。 ●テレワーク実習は、実施時期が学校行事と重なり参加者が少なかった。 | 【継続】 ・学習会や実習の実施時期や内容について、年度当初に十分に検討し、計画をする。 |
| | 特別支援学校技能見学会及び企業と教職員との交流会 | ○特別支援学校の生徒が、日頃学習し訓練している職業技能を企業の人事担当者に実際に見ていただく見学会を実施し、見学会後に情報交換を目的とした、企業と教職員との交流会を実施。また、特別支援学校の実習受け入れを進めるため、各学校の実習時期や就職先業種を一覧にするなど、実習申込方法等について周知を実施。 《R5年度実績》 開催校：福岡県立福岡高等視覚特別支援学校 参加企業：18社 参加校：14校 | ○企業に対して、特別支援学校での学習状況や、障がい者雇用に対する理解を深めることができた。 ○実習時期等の一覧や実習申込様式を企業や経済団体に周知することで、実習受け入れの促進を図った。 ●学校と企業の連携強化を進める。 | 【継続】 ・見学会の在り方を検討し、内容を改善することで、生徒の更なる技能習得や意欲の向上を目指すとともに、企業への理解啓発を進め、就職先の拡大を図る。 |
| 学校卒業後に引継ぎ及び移行支援の充実 | 福岡県特別支援教育就労促進連携協議会 | ○今年度も労働関係者、雇用関係者、福祉関係者等の協議委員及び協議参加校、オブザーバー参加校が集まって8月に実施。 | ○就労後の定着支援について、各委員から現状や課題解決に向けた助言等の情報提供をいただくことができた。 | 【継続】 ・県立特別支援学校及び県立高等学校の障がいのある生徒の進路指導充実のために、課題等の把握に努める。 |
| 社会教育施設等を活用した障がいのある子供のための体験活動事業 | 社会教育施設等を活用した障がいのある子供のための体験活動事業 | ○社会教育総合センター：知的障がいのある児童・生徒を対象に体験活動を実施。1日(小1～小3)、1泊2日(小5～中3)、2泊3日(高校生)の体験活動を企画。また、卒業後の就労を考えるために、講師を招いて保護者・教員向け講演会を開催。 ○英彦山青年の家：聴覚に障がいのある小・中学生を対象に地域と連携して梨狩りやナイトハイク等を実施。1泊2日(1回) ○少年自然の家「玄海の家」：視覚に障がいのある児童・生徒を対象に体験活動を実施。キャンプ1泊2日(1回)、キャラバン隊(1回) | ○発達段階に合わせた自立課題を設定し、課題解決に向けてのプログラムを設定することができた。 ○保護者向けのプログラムを組み込むことで、障がいのある子どもの自立に向け情報提供等を行うことができた。 ○多くのボランティアの参加により安全で充実した主催となった。 ●特別支援学級の子ども達も参加できるような広報手段を検討する必要がある。 | 【継続】 ・児童・生徒の発達段階や障がいの特性に応じ、プログラムを企画した。今後はいくつかのプログラムを選択させ、自主的な活動へと展開したい。 ・障がいのある子どもたちの貴重な体験活動の場となるように広報手段、交通手段、プログラムを検討していく。 ・障がいのある子どもたちが体験活動に親しむ機会の創出のため、事業形態を集合型、訪問型としたり、利用時のサポートを充実したりするなど実態に即した内容に作り替えていく必要がある。 |
| | 特別支援学校等芸術鑑賞事業 | ○県内の公立特別支援学校(政令市を除く。)7校で芸術鑑賞事業を実施。 | ○芸術文化に接する機会の少ない特別支援学校の児童生徒が貴重な鑑賞の機会を得た。 ●県立特別支援学校設置計画により、令和6年度以降、特別支援学校数が増えることから事業実施方法を見直す必要がある。 | 【継続】 ・学校数増に対応して事業実施方法を見直し、今後も継続して実施する。 |
| | 動物介在療法による重複障がい児等の社会生活適応力養成事業 | ○小学生(小学部)を対象に、1コース6回×2コースで実施 ○参加者 小学生(小学部)29名 | ○臨床心理士による分析では、「馬への愛着の増進」「自己コントロール感情の高まり」等望ましい心理的效果を確認。 ●質問紙による心理検査だけでは必ずしも効果が検証できないことがあるため、描画テストを用いて心理検査を実施。 | 【継続】 ・事業効果も高いことから、今後も事業を継続する。 |

| | | | | |
|---------------------------|---------------------|--|--|--|
| 社会体験活動、障がい者スポーツ、文化芸術活動の推進 | 福岡県体力向上総合推進事業 | ○部活動指導員配置事業において、県立特別支援学校5校に15名の部活動指導員を配置。 | ○生徒の技能レベルに応じて、専門的な指導を受けさせることができた。 ●指導者の質的な充実が必要である。 | 【継続】 ・現在配置している学校については、引き続き派遣を続けるとともに、指導者の質的向上に向けた研修会等の充実に努めていく。 |
| | 福岡県バラスポーツタレント発掘事業 | ○バラスポーツ関係者、競技団体、学識経験者等で構成された実行委員会、専門部会を設置。選手の発掘・育成プログラムを協議・検討・実施。 ○発掘プログラムとして、県内6地区で測定会・相談会を実施。また、バラスポーツ体験会を実施。 ＜測定会・相談会＞ 6/25:北九州地区、7/8:南筑後地区、8/26:福岡地区、9/30:北筑後地区、10/14:筑豊地区、11/23:京築地区(参加者:74名) ＜バラスポーツ体験会＞ 11/18:福岡地区(参加者:103名) ○育成プログラムとして、練習プログラム、知的プログラムを実施。 ＜練習プログラム＞ 障がい種別の部門ごとに年10回程度実施。 ＜知的プログラム＞ 6/10,8/26,11/5,12/16,3/2(年5回実施(予定)) | ○定期的に会議を実施し、プログラムのブラッシュアップを行うことができた。 ○参加者の障がい種別に応じた丁寧な測定及び競技相談を行うことができた。 ○障がいの有無にかかわらず、多くの人が実際に競技を体験することでバラスポーツの楽しさ、面白さを知ってもらうことができた。 ○練習プログラムの指導者や知的プログラムの講師と連携し、効果的なプログラムを実施することができた。 ●昨年度に比べて測定会参加者が少なく、会場によって参加者数のばらつきも見られたため、開催時期や開催場所、周知方法等を検討し、事業全体の認知度を更にあげていく必要がある。 | 【継続】 ・引き続き、実行委員会、専門部会で各種プログラムを協議し、プログラム内容を見直すなど、事業の充実を図る。 |
| | ふくおか県障がい児者美術展の開催 | ○県内の障がい児者による美術作品(絵画、書道、写真)を募集し、福岡県庁をはじめ県内4箇所ですべて展示。 ・入賞作品は、12月2日(土)に第31回ふくおか県民文化祭2023表彰式において表彰。 ・応募総数854点。うち、入賞15点、佳作89点。 | ○障がいのある人の美術作品を発表する場を提供することができた。 ○県内4箇所を展示会場とすることで、広く県民に、障がいのある人の美術作品に触れる機会を提供することができた。 | 【継続】 ・引き続き、本事業を実施し、障がいのある人の美術作品の制作意欲の向上を図るとともに、県民に対して、障がいのある人が持っている多様な能力・才能に触れる機会を提供する。 |
| | 学校キャラバン特別事業 | ○県内の特別支援学校に音楽家を派遣するアウトリーチ事業を実施。(10校) | ○県内特別支援学校で、一部体験も交えたプロの演奏家によるバーカッションの演奏会を実施し、音楽の楽しさを伝えることができた。 | 【継続】 ・引き続き、本事業を実施し、若い世代へ音楽の楽しさを伝えていく。 |
| | 特別支援学校における健康・体力増進事業 | ○小学部を設置する県立特別支援学校16校に対し、ケア・トランポリンの配備。 ○対象校において、年10回インストラクターを招いた教室を開催。 | ○各特別支援学校において、小学部児童を対象にケア・トランポリン教室を実施するとともに、体育や自立活動等の学習でケア・トランポリンを活用した指導を週1回以上実施することで、児童の健康及び体力の増進を図った。 ●障がい種や児童等の実態に応じた指導内容及び指導方法の工夫が必要である。 | 【継続】 ・小学部を設置する県立特別支援学校に対するケア・トランポリンの配備やインストラクターによる教室を継続し、児童の更なる体力の向上や健康の増進に努める。 |
| | 特別支援学校におけるワネルス教育の推進 | ○特別支援学校高等部設置校におけるワネルス教育推進教員の指定及び授業実践の実施。 ○ワネルス教育推進教員研修会の実施。 | ○実践授業では、各学校の生徒の実態に応じた取組や教科等横断的な視点に立った取組が報告され、ワネルス教育について、一定の理解が図れた。 | 【継続】 ・次年度から全特別支援学校においてワネルス教育の取組が実施される。今年度の取組における好事例の紹介など、ワネルス教育の更なる理解促進に努める。 |

柱4 安全・安心かつ効果的に学べる教育環境の整備

特別支援学校の在籍者数の増加に対応した受入体制の整備とともに、障がいの重度・重複化、多様化に対応した基礎的環境整備や合理的配慮の提供、障がいのある子供が安全に学校生活を営むことができる教育環境の整備を推進する。

| 施策の方向 | 施策・事業 | 令和5年度実績 | 令和5年度 ○成果 ●課題 | 今後の対応 |
|------------------------------|------------------------------|---|---|---|
| 特別支援学校設置基準等に基づいた学校施設の整備 | 県立特別支援学校3校の新設 | ○糸島特別支援学校は令和6年2月に竣工予定。 | ○糸島特別支援学校は令和6年4月の開校に向けて、計画通りに整備を進めた。 ●(仮)早良特別支援学校及び(仮)宗像特別支援学校は、工事の入札が不調となった。 | 【継続】 ・(仮)早良特別支援学校及び(仮)宗像特別支援学校は、再入札を行い、令和7年12月の竣工を目指す。 |
| | | 【糸島特支】 ○開校に向けた教育課程の編成等の作成と関係者等への情報提供。 【宗像・早良地区特支】 ○リーフレットを作成し、分離校(古賀特支、太宰府特支、直方特支)の職員・保護者及び宗像市民対象(就学前関係者等)の説明会の実施。 | 【糸島特支】 ○関係機関との連携を図るとともに、開校準備に向け、教育課程編成等を計画通りに進めた。 【宗像・早良地区特支】 ○提供できる学校の概要やスケジュールを関係者に説明できた。 ●建築工事の入札不調に伴い、広報活動の実施に大きな修正が必要となった。 | 【継続】 ・開校に向けて関係者等への周知と説明会を実施するとともに、障がいのある子供が安全に安心して学校生活を営むために教育課程の検討・編成や地域連携等の教育環境に努める。 |
| ICT環境の整備と活用の推進 | ICT機器の環境整備 | ○これまでに導入されたアプリケーションや入出力支援装置の活用。 | ○障がい特性に応じたアプリケーションや入出力支援装置により、1人1台端末の活用が促進された。 | 【継続】 ・アプリケーションや入出力支援装置を用いた1人1台端末の効果的な活用を図る。 |
| | | ○日常的なICTの活用や緊急時の「学びの保障」に対応するため、必要なICT環境を整備。 | ○生徒に1人1台整備したタブレット型パソコンを始め、学校における必要なICT環境を引き続き整備した。 ●ICT機器の増加・更新に伴い、学校のネットワーク環境を継続的に検証する必要がある。 | 【継続】 ・整備したICT環境の維持・充実に努める。 ・研修会等を通して、本県のICT環境整備に関する取組について周知を図る。 |
| | デジタル教科書の普及促進 | ○令和3年度から継続し、視覚・聴覚・肢体不自由特別支援学校(教育部門)の一般学級全児童生徒に学習者用デジタル教科書、聴覚特別支援学校(教育部門)の全一般学級に指導者用デジタル教科書を配備。 | ○小学部1・2年生では国語科、算数科、生活科、小学部3年～6年及び中学部全学年では国語科、算数(数学)科、社会科、理科、外国語科(英語科)のデジタル教科書が活用された。 | 【継続】 ・デジタル教科書の配備を継続するとともに、各学校における活用状況について調査を実施し、活用促進を図る。 |
| | 情報通信技術支援員(ICT支援員)の配置 | ○県立特別支援学校20校に対し、4校に1名の割合でICT支援員を配置。 | ○ICT支援員が月5日程度学校を訪問し、各学校の実態に応じた支援が行われた。 | 【継続】 ・ICT支援員の配置を継続する。 |
| 医療的ケア児への支援と関係機関との連携の推進 | 県立学校医療的ケア体制整備事業 | (再掲) | (再掲) | (再掲) |
| | 特別支援学校専門スタッフ強化事業 | ○各学校の課題に応じた外部専門家の招聘。 ○SCを全校に配置し、SSWについては、必要に応じて学校へ派遣。 | ○外部専門家からの指導助言により、各学校の課題解決や教員の専門性の向上を図ることができた。 ○SC及びSSWの活用で重大な問題に至る前に解消することができた。 | 【継続】 ・事業を継続する。 |
| 障がいによる学習上又は生活上の困難に応じた教育環境の整備 | 特別支援教育支援員の配置、特別支援教育ボランティアの活用 | (再掲) | (再掲) | (再掲) |
| | 読書のバリアフリーの推進 | ○県立学校等学校図書館教育推進リーダー研修会の実施。 | ○講義や班別協議を通して、学校図書館の活性化に向け、担当者の資質向上を図った。 | 【継続】 ・各学校における取組の好事例について情報を共有する。 |
| | | ○策定委員会の実施 ○福岡県読書バリアフリー推進計画の策定 | ○福岡県読書バリアフリー推進計画を策定できた。 | 【継続】 ・福岡県読書バリアフリー推進計画の進捗管理のため、読書バリアフリー推進連絡会を設置し、年に一度会議を実施する。 |

柱5 専門性の向上と支援体制の整備・充実

特別支援教育に係る専門性を有する人材の活用、教員研修の充実、特別支援学校教諭免許状取得の促進等により個々の教員の専門性の向上を図るとともに、管理職のリーダーシップによる校内支援体制の整備、特別支援学校のセンター的機能の充実と活用促進、保健、医療、福祉、労働等専門機関との連携や外部専門家の活用等による「チーム学校」としての取組の強化を図る。

| 施策の方向 | 施策・事業 | 令和5年度実績 | 令和5年度 ○成果 ●課題 | 今後の対応 |
|--------------------------|-------------------------------|--|---|---|
| 特別支援教育を担う人材の育成及び専門性の維持向上 | 福岡県特別支援教育研究協議会 | ○各障がい研究協議会において、計画的に授業研究会、研修会等を実施。 | ○各障がい研究協議会にて研修会等を計画的に実施することができた。 | 【継続】 ・各障がい研究協議会の円滑な運営と取組の充実を図る。 |
| | 国立大学大学院派遣研修・国立特別支援教育総合研究所派遣研修 | ○特総研専門研修への派遣。(県立特支4人・義務制2人) ○特総研各種研究協議会への参加推薦。(ICT2人、高校通級2人、交流及び共同学習2人、寄宿舎指導2人) ○福岡教育大学教職大学院に2人派遣。 | ○特別支援教育の全国的な動向や専門的指導力を身に付けることができた。 ●研修会における講師、研修成果の報告など受講後の研修成果の活用を計画的に行う必要がある。 | 【継続】 ・人材育成の観点から学校と密に連携を図り、適任者を選出する。 ・県主催の各種研修会において、実践発表者として指名する。 |
| | 福岡県教育センター長期派遣研修 | ○組織マネジメントに係る研修に3人を派遣。 | ●特別支援教育の専門的知識や指導力を深めたり、教育における最新の全国的な動向や身に付けるための研修が必要。 | 【継続】 ・長期派遣研修員一人一人の主体的な研修を促すような指導・支援を行っていく。 |
| | | ○外部講師による講義や外部機関への取材を通して学校組織マネジメントに関する研修を実施。 | ○多様な講義と取材等により、マネジメントに関する知見を高めることができた。 | 【継続】 ・長期派遣研修の在り方を担当班と協議しながら検討していく。 |
| | 福岡教師塾、ミドルリーダー養成講座等 | ○特別支援教育スペシャリストコース、特別支援学校経営参画コース、特別支援教育専門的指導力向上コース(視覚障がい教育)を実施した。 | ○義務教育諸学校、特別支援学校それぞれの学校において、中核的な役割を担う教員の育成に資することができた。 | 【継続】 ・特別支援教育スペシャリストコース、特別支援学校経営参画コース、特別支援教育専門的指導力向上コース(聴覚障がい教育)を実施する。 |
| | 福岡県特別支援教育推進教員養成講座 | ○各教育事務所を通じて推薦があった小・中・義務教育学校の教員19人に対して、年間5回の断続研修を実施。 | ○特別支援教育推進校の取組や県立特別支援学校のセンター的機能の取組について知見を高めることができた。 ○各教育事務所で実施された特別支援教育関係研修会において、受講者が発言を行うことができた。 | 【継続】 ・次年度も、各地域で特別支援教育の中心的人材を育成するための講座として、先進校の取組や授業等における助言について実践的学びを深めるプログラムを検討していく。 |
| | 福岡県教育委員会免許状認定講習 | ○8講座合計900人(延べ数)の特別支援学校教諭二種免許状取得に係る講習を開設。 | ○受講者の定員を令和4年度の560人(延べ数)から令和5年度は900人(延べ数)に増員した。 ●定員を超える応募状況の講座もあり、希望通りの受講ができない場合があった。 | ・申込状況を踏まえ、受講定員の増も含めて適切な講習実施を検討する。 |
| 組織としての専門性の強化及び支援体制の整備・充実 | 特別支援学校におけるセンター的機能の充実 | ○県立特別支援学校20校の4月～9月の教育相談は延べ1,922件、相談人数は986人。 ○特別支援教育コーディネーター研修会(オンデマンド)では、センターとしての役割に関する好事例を紹介した。 | ○オンライン教育相談や積極的な広報、関係機関との連携等、どの学校も地域の実情に応じたセンターとしての役割を果たしている。 ●人材育成については、相談支援に2人で担当する工夫をしてある学校もあるが、人材育成が充分に行われているとは言えない。 | 【継続】 ・継続して福岡県特別支援教育推進ネットワークとの運動させる。 ・コンサルテーションの考え方を活用した教育相談の在り方を継続して提案したり、人材育成の好事例を紹介したりして、効果的なセンター的機能の充実を促進する。 |
| | 特別支援学校専門スタッフ強化事業 | (再掲) | (再掲) | (再掲) |
| | 発達障がい児等教育継続支援事業 | (再掲) | (再掲) | (再掲) |
| 教師に求められるICT活用指導力の向上 | 福岡県重点課題研究指定・委嘱事業 | ○指定校の太宰府特別支援学校にて、特別支援学校におけるICTの活用による学習活動の充実を目指した校内体制整備の研究を実施(3年次:最終報告) | ○主体的・対話的で深い学びの実現に向け、教師がICTを活用した手立てを講じ、実践することができるようになった。 | 【継続】 ・研究テーマ、指定校を新たに設定し、研究授業の実証研究を行う。(次回研究テーマ)知的障がい教育における教科別の指導の充実 |
| | ICT活用のための各種研修会 | ○副校長・教頭ICT研修会、教育の情報化推進主任研修会の実施。 | ○副校長・教頭を対象とした研修では、情報セキュリティに関する内容等、ICTを活用した教育の推進を図る上で必要な基本的情報の提供が図られた。 ○特別支援学校の情報化推進主任を対象とした研修では、他県における先進的な取組等の情報を提供するとともに、協議において各学校の成果や課題の共有が図られた。 | 【継続】 ・副校長・教頭を対象とした研修については、より効率的な実施を目指し、次年度はオンデマンド型研修の実施のみとする。 ・情報化推進主任を対象とした研修については、今後も学校DXアドバイザー等、外部講師を効果的に活用し、幅広い情報提供等に努める。 |
| | 情報通信技術支援員(ICT支援員)の活用等 | ○各学校へICT活用推進計画書の作成・提出を依頼。その中でICT支援員活用の具体が記載された。 ○ICT支援員活用状況について定期的な報告の場を設定。 | ○ICT活用推進計画書に基づき、ICT支援員による校務支援、環境整備、授業支援等が行われ、各学校における教育の情報化が促進された。 ○各学校におけるICT支援員の活用状況について派遣元や関係課と共有し、連携を図った。 | 【継続】 ・ICT活用推進計画書の作成を継続するとともに、各学校におけるICT活用好事例について共有する。 |

6 福岡県特別支援教育推進会議委員からの意見聴取（主な意見要旨）

【水野 勇司 委員】

○県立学校医療的ケア体制整備事業について

年々、学校における看護職員の増員が実現されている。校内においては充実している。校外学習や宿泊体験等のサポートをどうするのかということが課題である。

通学支援も課題である。日々行われている通学で、学校への送迎が基本的に医療的ケア児は保護者の送迎に委ねられているという実態がある。これも今後解決すべき重大な課題である。

医療的ケアについては、立派なガイドラインができていますが、このガイドラインは初版本のため、改善すべき点も出てきている。現場の実態にそぐわない項目や書かれていない項目については、修正を同時に進めながら周知していただきたい。

【徳永 豊 委員】

○県立特別支援学校教育課程実践交流会について

特別支援学校においても、教科の授業をしっかりと行っていくことが基本になる。特別支援学校だからと独自のことを行っていたら、小・中学校等とのつながりについて説明がつかなくなる。小・中学校の先生方も大事だと分かるような説明できる授業が大事である。

○就学相談・支援担当者研究協議会について

保護者が特別支援学級や通級指導を希望する割合が増えている。現状の課題について、何に重点を置いて取り組むかということ、データに基づいて検討していただきたい。

○多様な子どもへの対応について

小中学校、高等学校でも不登校をはじめ、多様な子どもがいて、どう対応するかが大きな課題になっている。小・中学校や高等学校における取組と特別支援教育とのつながりを考えながら、多様な子どもが参加できる授業、教育の良い取組を作り出していくような道筋があればよいと考える。

○特別支援学校への入学希望者の増加について

将来的に、原則としては地域の学校へ就学するということになるのではないかと思うが、ある程度、知的障がい程度が軽度の場合を想定すると、小・中学校における多様な子どもの学びの充実を進めていけば、それらの子どもたちも幸せに小・中学校に通えるのでよいのではないか。多様な子どもにとっての学びの場の充実と就学先決定をどう進めていくかという問題だと思う。

【柴田 晃次 委員】

○発達障がい児等教育継続支援事業について

個別の教育支援計画、指導計画の作成については、義務制の学校はほぼ100%である。個別の両計画を作成するのは特別支援学級の担任で、その内容を通常の学級の担任が理解して支援に生かしているかは課題である。教員がアセスメントに関して理解し、適確な就学指導をしていかなければならない。

義務制の学校で特別支援学級に入った時に、何年計画で通常学級に戻していくのか、卒業が課題である。また、指導者の指導力の向上についても課題である。どうしても特別支援学級の担任は教諭ではなく講師が多いという現状がある。

【三宅 竜哉 委員】

○高等学校等通級指導推進事業について

高校の立場からの話ではあるが、高校通級については、毎年規模を拡大していただいているので、各学校はとても助かっている。このことに限らず、高校教育の中でも特別支援教育に対する考え方の理解が進んできたという印象がある。大きな役割を果たしているのは、特別支援教育課が作成している教員向けの研修動画である。この取組は数年続いている。視聴率も上がっており、効果のある取組だと思うので、継続していただきたい。

個別の教育支援計画作成率が、義務制は100%というお話であった。県内すべての生徒に対する情報が、高等学校に引き継がれることが大切であると思うので、政令市との連携も図っていただきたい。

【吉田 雅史 委員】

○教職員の専門性の向上について

個別最適な学びについて、教員が学びたいと考えても、学校現場の実情としては、なかなか積極的に研修会に参加できない実態がある。そこで、自立活動の指導について等の研修動画がオンライン（オンデマンド）であるといつでも視聴ができて大変助かる。教員の専門性を高めるためにもぜひ、ご検討いただきたい。

○中学生の卒業後の進路について

自閉症・情緒学級の生徒の進路が見えにくいという課題がある。将来の就職等も考えながら、どのような進路指導をすればよいか悩んでいる教員も多いと思う。そのようなニーズに応じた情報提供もお願いしたい。

【早川 由洋 委員】

○福岡県重点課題研究指定・委嘱事業について

現在、どの市町村においても特別支援学級数、在籍児童数が増加傾向にあり、それに伴い、就学相談のケースも増えてきている。この現状を踏まえ、令和2・3・4年度に、通常の学級に在籍している個別の支援が必要な子どもに対する教師の指導力を高めていくという、体制整備の研究に取り組んできた。3年間の研究の成果を、より多くの学校で参考にしていきたい。この研究に取り組んだ際に、より専門性の高い関係機関との連携の大切さを感じた。今後、特別支援学校が糸島、早良、宗像と増えていくので、県立学校と小・中学校が、職員同士の交流を図りながら資質を向上させていくことができたらいいと思う。

○県立学校医療的ケア体制整備事業について

学校現場では、小・中学校において医療的ケアが必要な児童生徒数が増えている。本県の取組が小・中学校にどのように反映されていくのか非常に興味あるところである。また、コーディネーター看護職員の役割について具体的に示してほしい。

【横谷 佳代 委員】

○高等学校等通級指導推進事業について

今年度、通級指導のサテライト校を増やしていただいているが、対象となる生徒が増加している。通級指導を受けた生徒の卒業後の進路について、保護者も本人も情報が少なく、十分に検討する機会がない。卒業後の進路選択や支援について情報提供していただきたい。

学校時代に整理してきた情報を、継続して卒業後に繋げていっていただきたい。学校生活を落ち着いて過ごすためだけの情報ではなく、社会生活につなげていくために活用していくという視点で、情報を卒業後につないでいただきたい。

交流学級での経験は、本人にも大切だが、交流した通常の学級の子どもにとっても大切な経験である。障がい者雇用で働く際に、ジョブコーチや支援センターがずっと支援をして働き続けるのではなく、一緒に働く職場の方が、自然な形でナチュラルサポートができるようにしていくのが、目指していくべきインクルーシブ社会なのでないかと考える。子どもの頃から、様々な障がいのある子どもと過ごす経験をするのはとても大切だと思う。

○特別支援学校生徒 ICT 活用就職支援事業について

様々な形で ICT を活用した事業等も行われていて、知的障がいのある方々も活用への抵抗感は少なくなってきた。最近では働き始めると、給与明細や年末調整もスマートフォンを使うということも多い。そういう場合に子どもだけではなく保護者も慣れておかないと困ることがある。子どもの学習の場だけではなく、親子で学習する場が必要だと感じている。

○特別支援学校専門スタッフ強化事業について

SSW の配置は、福祉との連携で対応できる場所があるのではないかと考えている。基幹相談支援センターが各所に設置されているので、連携を深めてほしい。

【香月 まゆみ 委員】

○インクルーシブ社会の実現について

P T A 連合会の役員として県教育委員会への陳情で、色々なお願いをさせていただいている。子ども達みんなが生きやすいような社会になっていって欲しいという思いでいる。教育の現場には、特別支援教育の視点が一番大切だと思っているので、多くの先生方が、この特別支援教育の視点で子ども達に接してほしいと感じた。

【藤野 和男 委員】

○県立特別支援学校教育課程実践交流会について

本校が本年度実施校として、11月に報告会を実施した。特別支援学校だけではなく、小・中学校の先生方にもたくさん見に来ていただき、得るものが多かったと感じている。

○特別支援学校専門スタッフ強化事業について

現在、県立特別支援学校については SC を全校配置していただき、とても有り難いと感じている。今後も続けていただきたい。

SSW の派遣、配置については、現在は拠点校配置で、緊急の場合に要請するという形である。各学校は事態が非常に切迫した際に派遣要請をしていると思う。これについては、拠点校を増やしたり、地域ごとに担当 SSW を決めたりする等の対応をしていただければ有難い。

○県立特別支援学校3校の新設について

糸島特別支援学校の開校が間近に迫っている。養護教諭、栄養教諭については、どの学校も一人配置が多く、兼務で自校の業務と開校に向けた業務を並行するのは負担があると思う。栄養教諭や養護教諭については、開校を見据えて採用を増やしていくということを考えていただきたい。

○今後の特別支援学校の整備について

知的障がい教育の特別支援学校の在籍者数が増えている。新設校3校の整備により、在籍者数増加の課題について、改善する学校もあるが、改善できない学校もある。この件について検討する会議を設定していただくと有難い。今後を見通した全県的な検討をしていただきたい。

【門田 光司 委員】

○発達障がい児等教育継続支援事業について

巡回相談について、小学校から依頼をいただき、アドバイスする機会がある。子どもの状況をふまえて関わっていくということをアドバイスすると、子どもに対する対応が変わっていく先生方もいる。巡回相談の充実の必要性を実感するところである。

○特別支援学校専門スタッフ強化事業について

県の事業において、SSWについては、主に私に対応している。事例によっては、継続的に介入した方が良い状況もあるので、SSWの継続的な配置をご検討いただきたい。

○放課後等デイサービス事業所との連携について

放課後等デイサービス事業所がかなり増えており、利用する子どもも多い。今後は、学校も放課後等デイサービス事業所などの福祉関係機関との連携も重要となるのではないかと。